

令和7年度東近江市集団指導

短期入所生活介護サービスの 長期利用について

居宅介護支援及び介護予防支援

東近江市福祉部長寿福祉課

短期入所生活介護サービス長期利用について

【運用の変更について】

短期入所生活介護サービス長期的な利用は、介護資源の有効活用及び介護給付費の適正化を目的とし、本市への事前相談を行った上で、継続利用の妥当性を検討する運用としていました。今般、要介護認定の有効期間が長期化している状況や、介護支援専門員の業務負担を勘案し、運用方法の見直しを図りました。

●提出先について

地域包括支援センターではなく、長寿福祉課への提出となります。

●提出頻度について

被保険者の認定有効期間に応じて設定します。

- ・認定有効期間が1年未満の場合：6箇月に1回
- ・認定有効期間が1年以上の場合：1年に1回

短期入所生活介護サービス長期利用について

【運用の変更について】

●提出書類について

- ・短期入所サービス長期利用届出書
- ・居宅サービス計画書（第1表、第2表及び第3表）の写し

※同一認定期間内の2回目以降の届出で計画に変更がない場合は、計画書の添付は不要です。

●変更の時期について

令和8年4月1日（水）から

※令和8年4月1日の時点で、既に短期入所生活介護サービスの利用が連続6箇月又は連続1年に及んでいる場合を含め、見込みがある全ての被保険者に係る届出書を令和8年4月中に提出してください。